

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主、投資家、お客様等すべてのステークホルダーに対し、経営の効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保に努めており、今後もコンプライアンスの徹底ならびに経営監査・監督機能の強化を図るとともに、健全な経営体制の確立に努める所存であります。情報開示においては、管理部を担当部署として透明性の確保に努めております。ホームページにおいてIR情報を掲載する等、今後とも適切な情報開示に努める所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

「上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。」

当社は、機関投資家や海外投資家の比率等により機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しておりますが、現在機関投資家や海外投資家の比率等が高くないため、議決権の電子行使を可能とするための環境作りを実施していませんが、相当程度高まった場合には、議決権の電子行使導入等環境整備を整えてまいります。

【原則3-1.情報開示の充実】

「上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。」

当社における取締役及び監査役の報酬等の決定に関しましては、社内規程等において決定に関する基本方針を定めておりませんが、基本報酬においては、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、役員賞与については、会社の業績見通し(前年比、予想数値達成率等)に応じ決定しております。取締役及び監査役の報酬等の決定に関しましては、株主総会において決議された支給限度額の範囲で、取締役については取締役会、監査役においては監査役会で決定しております。また、役員退職慰労金については内規に基づく支給としております。また、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しておりますが、社内役員については実施していません。今後は取締役・監査役候補の指名を行う際には個別の選任・指名の理由を招集通知等により説明し開示するように検討しております。

【補充原則3-1-2】

「上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。」

当社では現状の海外投資家等の比率を勘案し、英語での情報の開示、提供を行っていません。今後の比率の動向により、当社ホームページ等での海外株主への英語での情報提供を検討してまいります。

【原則4-2.取締役会の役割・責務(2)】

「経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。」

【補充原則4-2-1】

「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」

当社における取締役及び監査役の報酬等の決定に関しましては、社内規程等において決定に関する基本方針を定めておりませんが、基本報酬においては、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、役員賞与については、会社の業績見通し(前年比、予想数値達成率等)に応じ決定しております。今後は、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ及び自社株報酬等を検討してまいります。

【補充原則4-8-1】

「独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。」

当社における独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に参加しており、必要に応じて社外監査役と意見交換を行っております。今後は定期的に意見交換を行う機会を設けることを検討してまいります。

【補充原則4-8-2】

「独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。」

当社の独立社外取締役は2名であり、当該独立社外取締役各自が経営陣との連絡・調整を行っております。監査役または監査役会との連携につきましては、【補充原則4-8-1】に記載のとおりであります。

【補充原則4-11-3】

「取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。」

当社は、社外取締役が必要に応じ取締役会全体の実効性について分析しており、各取締役に対してその評価を報告しております。今後は、分析・評価方法等の枠組みを見直した上で、その結果に関しての開示を行うことを検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【基本原則1】

当社は、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示を行っています。

また、株主の権利を確保し、株主との共同利益を向上させるため、社外取締役2名及び社外監査役2名が出席する取締役会を経営の意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置づけ、意思決定と監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンスが十分に機能する体制を整備しています。

少数株主については、株主名簿や取締役会議事録の閲覧請求、株主総会における株主提案、取締役の違法行為の差し止め及び株主代表訴訟の提起など会社法にて少数株主にも認められている権利について、株式取扱規程で権利行使の方法を定めるなどして、その権利行使を円滑に行えるように努めています。

外国人株主については、海外投資家比率等を踏まえ今後英文による情報提供を検討してまいります。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社において、投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持、強化及び株式の安定等、保有目的の合理性を満し、なおかつ必要最低限の範囲で行うことを基本的な方針としています。

同株式の買い増しや処分要否は、当社の成長に必要かどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、担当取締役による検証を適宜行い、必要に応じ取締役会に諮ることとしています。

また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競争取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。また、取引条件等については、市場価格又は鑑定価格等の公正な価格を参考に決定しております。

【基本原則2】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しています。当社の経営理念である「健康づくりで、世のため人のために尽す」により、スポーツクラブ、ホテル及び不動産事業を通し、様々なステークホルダーとの協働を実践してまいります。

当社は、年1回開催している「経営計画発表会」において、当社の行動規範を定める「経営計画書」について、社長をはじめとする経営陣が全社員向けに直接説明し、経営陣が先頭に立って、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めています。

【基本原則3】

当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、証券取引所の定める適時開示規則に従い、適時適切な開示を行っております。また、当社を理解していただく上で必要または有用と判断される情報(非財務情報も含む)については、当社ホームページにより積極的に情報開示するよう努めております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しています。
2. コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。
3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きに関しましては、「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」に記載のとおりであります。
4. 社外取締役及び社外監査役の選任に係る社外役員の独立性基準は次のとおりであります。

(社外役員の独立性基準)

社外独立役員は、当社の一般株主との間に利益相反を生じるおそれがなく以下のいずれかに該当する者でないこととする。

<株主との関係>

1. 当社の主要株主(10%以上)の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員(以下、役員)又は使用人。
2. 最近5年間に於いて当社の現在の主要株主の役員又は使用人であった者。
3. 当社が主要株主である会社の役員又は使用人である者。

<取引先企業との関係>

1. 当社又は子会社を主要な取引先とする者。(直近の年間連結総売上高の2%以上)
2. 最近3年間に於いて、当社又子会社を主要な取引先としていた者。
3. 当社の主要な取引先である者、又最近3年間に於いて当社の主要な取引先であった者。

<経済的利害関係>

当社又は子会社から取締役、監査役を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の現在の役員又は使用人である者。

<専門的サービス提供者>

1. 当社又は現在の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー又は従業員である者。
2. 上記に該当しない公認会計士、税理士又は弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている者。

<近親者>

1. 当社又は子会社の業務執行取締役又は執行役員、主要株主、主要取引先、大口債権者の役員等の二親等内の親族又は同居の親族。
2. 二親等内の親族又は同居の親族が、当社又は子会社の会計監査人、監査法人の社員又はパートナーである者。
3. 二親等内の親族又は同居の親族が、弁護士、その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又は現在の子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者。
4. 当社又子会社から取締役、監査役を受け入れている会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員である者の二親等内の親族又は同居の親族である者。

取締役会が経営陣幹部及び取締役会並びに監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きにつきましては、社内規則で定める取締役の責務を遂行できること、監査役については、社内規則で定める監査役の責務を遂行できること等を総合的に勘案し、管理担当取締役又は該当

部署を統括する取締役が取締役会に上程し、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において、公正かつ透明性の高い手続きを行っています。

<当社役員規則抜粋>

(取締役の責務)

第16条 取締役は、次の各号に留意して職務の遂行にあたるものとする。

- (1) 会社全体の経営を遂行する責任を自覚し、職務の遂行にあたるものとする。
- (2) 自己の担当する職務はもとより、全社的事項への参画、会社全体の業績向上に向けての参画、従業員の育成等に努めるものとする。
- (3) 会社方針に基づき、計画的な職務の遂行にあたるものとする。
- (4) 職制を十分に自覚し、責任を持って業務にあたるものとする。
- (5) 部門統一と従業員の監督を行い、他部門との協調を密に行うものとする。

(監査役の責務)

第17条 監査役は、取締役とともに同一の経営理念及び基本方針に基づき、監査役としての職務を遂行し、会社の健全な発展に貢献するものとする。

【基本原則4】

当社は、取締役会及び役員会において企業戦略等の方向性を示しております。

また、取締役会においては、業務執行状況を監督する機関と位置づけしており、取締役が担当する業務の執行状況等の報告が行われ、協議または審議を行うことにより、適切なリスクテイクを支える環境を整え、かつ効率的な経営体制の確立を図るとともに、社外取締役を選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでいます。社外取締役を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築するとともに、監査役は社外監査役2名を選任し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

取締役会では、当社の経営戦略や経営計画等の基本方針について、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで議論をしています。また、当社の事業推進に当たり、対処すべき社会的課題についてその対処方法等についても検討しています。

取締役会は、業務執行取締役から担当業務の執行状況や経営課題の進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行っています。各取締役は、業務執行取締役からの報告に対して必要に応じて指摘・意見を行っています。

【補充原則4-1-1】

当社は、社内規程等に基づき、意思決定機関及び意思決定者である取締役会又は社長等経営陣への委任事項について、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、「社外役員の独立性基準」の要件を満たす独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしています。また2名の社外監査役がおり外部からの監視及び監督機能としては、充足しているものと考えております。

ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、「社外役員の独立性基準」を定め、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等に開示する予定であります。独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準に加え、当社独自の基準を満たす候補者を選定しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役は、「スポーツクラブ事業」「ホテル事業」「不動産事業」における豊富な経験と各事業の専門分野に精通した役員で構成されているほか、コンプライアンスに精通した弁護士及びファイナンス業務に精通した社外取締役で構成されており、取締役会は、多様性と適正規模を両立させる形で構成されております。

当社の監査役会は、常勤監査役のほか、公認会計士である社外監査役2名で構成されており、財務・会計に関する豊富な知識を有している者を1名以上選任しております。

【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については、原則3-1の記載のとおりであります。今後は必要に応じて社内規程等で定める等の検討を行うと共に、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模をより意識した体制を講じてまいります。

【補充原則4-11-2】

当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規程にて定めております。兼任状況については、毎年定時株主総会の事業報告書において開示を行っております。

【原則4-14. 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は、取締役・監査役に限らず、広く全社員に対し、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修機会を斡旋しております。また、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しており、その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

【補充原則4-14-2】

取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については、社内規程等において基本方針を定めておりませんが、原則4-14に記載のとおり、取締役・監査役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしております。

取締役・監査役に対するトレーニングの方針についての開示につきましては、今後検討してまいります。

【基本原則5】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主と積極的な対話を行い、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と認識しています。

そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家との対話の場を設けるなど、株主や投資家からの取材にも積極的に応じています。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、IR室を担当部署としています。

IR室は、株主や投資家に対して決算説明会等に株主等との対話(面談)を前向きに対応する方針であります。

【補充原則5-1-1】

株主との対話(面談)の対応に関しましては、合理的な範囲で社長、専務又はIR担当取締役が面談に対応する方針であります。

【補充原則5-1-2】

当社では、IR担当取締役を選任し、IR担当取締役が管理部等IR活動に関連する部署と協働し、日常的に連携を図っています。IR室においては、投資家からの電話取材やスモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに四半期毎の決算説明会を開催し、社長、専務又はIR担当取締役が説明を行っており、IR活動によりもたらされた投資家からの質問、意見等の結果については、取締役会へ報告を行い、取締役や監査役との情報共有を図っています。また、投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しています。

【補充原則5-1-3】

当社では、毎年3月末及び9月末時点における株主名簿について、株主名簿上の株主構造を把握するとともに、実質的に当社の株式を所有する株主の調査を実施し、実質の株主の把握を行っています。調査により判明した情報は、投資家訪問等のIR活動に活用しています。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中期経営計画を策定し、売上高、経常利益(率)、自己資本当期純利益率(ROE)及び自己資本比率等の目標値を、当社ホームページ等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明しています。

また、中期経営計画は、市場背景、会社の業績、将来の社会情勢及び経済情勢を踏まえ、毎年見直しを行い、変更が生じた際は、変更の内容について、決算説明会等で説明を行っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
沓名俊裕	8,466,700	44.20
沓名裕一郎	2,098,961	10.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,275,100	6.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,125,800	5.88
沓名一樹	607,524	3.17
菊池愛	522,800	2.73
沓名真裕美	333,600	1.74
野村信託銀行株式会社(投信口)	262,600	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	215,400	1.12
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	186,800	0.98

支配株主(親会社を除く)の有無	沓名俊裕 沓名裕一郎
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(1) 上記信託銀行の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,212千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	832千株
野村信託銀行株式会社(投信口)	262千株
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	186千株

(2) 所有株式数には、東祥役員持株会での所有株式を含めております。

(3) 平成27年6月19日付で公衆縦覧に供されている大量保有報告書において、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社が平成27年6月15日現在で703千株(株券等保有割合3.67%)保有している旨記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(4) 平成27年10月7日付で公衆縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が平成27年9月30日現在で780千株(株券等保有割合4.07%)保有している旨記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

--	--

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、代表取締役社長の沓名俊裕及び専務取締役の沓名裕一郎が近親者を含め議決権の過半数を所有しており、支配株主であります。支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引条件及び条件の妥当性について、取締役会において審議の上、その決議をもって当社および少数株主を害することのないよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
神谷明文	弁護士														○
杉浦恵祐	その他														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神谷明文	○	—	神谷明文氏は会社経営に関与したことはありませんが、企業法務に関する弁護士としての経験と専門的知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じうるものではないと判断し、独立役員に選任しております。
杉浦恵祐	○	—	杉浦恵祐氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映して頂くため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役に選任しております。また、一

般株主と利益相反が生じうるものではないと判断し、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、内部統制室1名及び監査役3名で構成されております。

内部統制室は、法令、定款、社内規程及び諸取扱要領に従い、適正且つ有効に運用されているか否かを調査し、その結果を代表取締役へ報告するとともに監査役との連携により適切な指導を行い、会社の財産保全及び経営効率の向上に資することを目的に内部監査を実施しております。

監査役監査については、取締役会等へ出席し、取締役の職務執行の状況を客観的な立場で監査することで経営監督機能の充実を図っております。取締役会の他に毎週開催されている役員会議には、常勤監査役が出席し、各部門の運営状況の確認を行っております。監査役会は、会計監査人と四半期毎に会議を開催しており、必要に応じて意見聴取及び意見交換を行い、連携を図っております。

内部監査部門との連携体制については、内部統制室が監査役会へ出席し、内部監査の状況、内部統制の評価結果を報告し、監査役との連携を図っております。

なお、監査役櫻井由美子及び伊東和男は公認会計士及び税理士の資格を有しております。

また、当社では内部統制室が、統制活動を一元的に把握し、会計監査人及び監査役との連携を図り、内部統制システムの整備を推進しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
櫻井由美子	公認会計士														○
伊東和男	公認会計士														○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
櫻井由美子	○	——	公認会計士及び税理士の資格を有しており、経営判断において会計及び税務面からのアドバイスが期待できることから、当社社外監査役に適任であると判断したため選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じうるものではないと判断し、独立役員に選任しております。
伊東和男	○	——	公認会計士及び税理士の資格を有しており、経営判断において会計及び税務面からのアドバイスが期待できることから、当社社外監査役に適任であると判断したため選任しております。 また、一般株主と利益相反が生じうるものではないと判断し、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度を導入してはありますが、現在は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

——

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書をEDINET上に掲載し、公衆縦覧に供しております。
 なお、第37期(自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)における取締役及び監査役に支払った報酬額は以下の通りであります。
 取締役報酬額 382,672千円
 監査役報酬額 5,530千円
 社外役員報酬額 3,520千円

また、当社は報酬等の総額が1億円以上の取締役については、個別報酬を有価証券報告書で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
---	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社における取締役及び監査役の報酬等の決定に関しましては、社内規程等において決定に関する基本方針を定めておりませんが、基本報酬においては、会社への貢献度、在籍年数等を総合的に勘案し、役員賞与については、会社の業績見通し(前年比、予想数値達成率等)に応じ決定しております。取締役及び監査役の報酬等の決定に関しましては、株主総会において決議された支給限度額の範囲で、取締役については取締役会、監査役においては監査役会で決定しております。また、役員退職慰労金については内規に基づく支給としております。なお、報酬決定に関する具体的な方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会において適切な意見を求めるため、議案の内容等につき予め事務局より報告しており、その他情報を共有化する為、会計監査人及び内部統制室との定期的な報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の効率性の向上、健全性の維持、透明性の確保に努め、コンプライアンスの徹底ならびに経営監査・監督機能の強化を図り、健全な経営体制の確立に努めております。

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は会計監査人及び内部統制室と連携し、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査を行っております。

当社の取締役会は取締役11名(うち社外取締役2名、うち女性1名)及び監査役3名(うち社外監査役2名、うち女性1名)で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、随時必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。当社は、取締役会を経営の意思決定機関であると同時に業務執行状況を監督する機関と位置付けており、取締役会から社員に至るまでの双方向の意思疎通を図る体制を構築しております。

内部監査においては、担当部署を内部統制室とし、各部門の内部監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の意思決定機関である取締役会において、社外取締役2名及び社外監査役2名が出席しており、外部からの監視及び監督機能は充足していると考えております。

監査役は社内においては内部統制室と連携を図り、外部においては会計監査人との連携を図っており、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査は適正に保たれていると考えております。

また、内部統制システムの構築、整備、運用状況の確認は内部統制室が行っており、さらに不正不備の監査を実施していることから、現在の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避し、多くの株主様が参加できるよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ホームページにて説明会の日程を掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第1四半期決算、第2四半期決算、第3四半期決算、本決算の年4回の開催を基本としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信及びニュースリリース、有価証券報告書等	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 取締役IR室長 假屋園 洋一	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、各ステークホルダーに対し、透明性及び公平性を確保するため、取引所の定める適時開示規則に従い、適時適切な開示を行っております。また、当社を理解いただく上で必要または有用と判断される情報については、積極的に情報開示するよう努めております。
その他	当社の取締役11名のうち女性は1名であり、監査役3名のうち女性は1名であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方(基本方針)＞

- 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「経営計画書」、「服務規律」を全従業員に周知徹底させるとともに、必要に応じてその内容を追加及び修正しております。また、週1回常勤の取締役で構成され開催されている「役員会議」において、各事業の重要事項を検討しております。内部統制室は、内部監査を実施し、定期的に経営者及び監査役等に報告しております。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の意思決定または取締役に対する報告に対しては、「取締役会規程」、「文章管理規程」及び「稟議規程」の定めるところに従い、取締役会の議事録、稟議書等を作成し、適切に保存及び管理しております。
- 損失の危険に関する規程その他の体制
当社の「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及びその他の社内規程に基づき、各取締役が担当の分掌範囲において責任を持ってリスク管理体制を構築しております。リスク管理の観点から重要事項については、取締役会の決議により規程の制定、改廃を行っております。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
常勤の取締役で構成されている「役員会議」は週1回、監査役同席のもと行われる「取締役会」は月1回以上開催され、各取締役からの提案事項に対し、経営上重要な決定を行っております。
- 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
社内規則である「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理し、子会社の業務状況は、定期的に報告する体制を整えます。また、監査役は、子会社の監査を行い意見を述べるなど子会社の業務の適正を確保する体制を整えます。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査業務に必要な事項を管理部等に依頼することができ、監査役より監査業務に必要な依頼を受けた職員は、その依頼に関して取締役及び取締役会の指揮命令を受けないこととなっております。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
・監査役は、「取締役会」、「役員会議」、その他の重要な会議に出席するとともに、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧し、意見をのべることができます。
・取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事象が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人が違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事象が発生したときは、監査役に報告します。
- その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制
・取締役会及び使用人は、監査役から会社情報等の提供を求められたときは遅滞なく提供できるようにする等監査役監査の環境を整備するよう努めております。
・監査役は、代表者との定期的な意見交換を開催し、併せて内部統制室との連携を図ります。
・監査役は、監査人から会計監査の方法及び監査結果についての報告を受け、連携をとっております。

＜内部統制システムの整備の状況＞

- コンプライアンス体制
内部統制システムに関する基本方針にて、各取締役がそれぞれの担当部門に関する法令遵守の責任者たることを明示するとともに、コンプライアンス経営の一環として、法令違反行為に対する使用人からの通報や相談に応じる内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見と是正に努めております。
- 不備への対応
代表取締役及び取締役会は、内部統制評価報告等で発見された不備につき、当社の「組織規程」、「業務分掌規程」及びその他の社内規程に基づき、各取締役が担当の分掌範囲において是正作業を各部門担当者に指示し、是正しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する体制と整備

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力団体とは、一切の関係をもたず、不当要求事案等発生の場合には、外部専門機関(顧問弁護士、警察等)と連携のうえ、毅然とした態度で対応します。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

a. 対応部署の設置状況

管理部を対応窓口として、事案により関係する部署が窓口となり対応します。

b. 外部の専門機関との連携状況

顧問弁護士と連携して、反社会的勢力と対応するための体制を整備しています。

c. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

顧問弁護士を通じて、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行います。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

